

**令和2年度
第1回豊山町社会教育審議会**

日時 令和2年8月31日（月）午前10時

場所 豊山町役場 会議室3、4

教育委員会事務局 生涯学習課 生涯学習係

次 第

1 委嘱状の交付

2 あいさつ

3 会長及び副会長の選出

4 議題

(1) 総合型地域スポーツクラブ設置に向けた調査研究について

(2) 郷土資料室の再生事業について

(3) 生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について

5 報告

(1) 社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業について

(2) 令和2年度社会教育委員研修会について

6 その他

(1) 生涯学習課の新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みについて

目次

【議題（1）】総合型地域スポーツクラブ設置に向けた調査研究について	1
【議題（2）】郷土資料室の再生事業について	3
【議題（3）】生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について	5
【報告（1）】社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業について	7
【報告（2）】令和2年度社会教育委員研修会等について	9
【その他（1）】生涯学習課の新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みについて	11
豊山町社会教育委員名簿（令和2年度）	13
社会教育法（抜粋）	14
豊山町社会教育委員設置条例	14
豊山町社会教育審議会規則	15
【参考】豊山町生涯学習推進審議会条例	16

【議題（１）】総合型地域スポーツクラブ設置に向けた調査研究について

概要

◆総合型地域スポーツクラブとは

総合型地域スポーツクラブとは、地域の住民がいろいろな形で参加できる3つの要素「多種目・多世代・多志向」で成り立っており、小さな子どもからお年寄りまで、初心者、トップレベルの方など様々な人たちが参加できるものである。

◆豊山町の育成状況

愛知県内の未育成自治体は豊山町と南知多町の2団体である。

平成15年に「設立準備委員会」の前身である「設立発起人会」を設立し協議を重ねた経緯があったが、豊山町の生涯スポーツはすでに熟成し各種団体が多数活動していることもあり、場所も確保できない状況から断念した経緯がある。

◆豊山町第5次総合計画等における位置付け

「第5次総合計画」や「生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）」において、総合型地域スポーツクラブの設置について調査研究を進めることとされている。

設置の目的

- ・今までスポーツに参加できなかった人が、気軽に参加できる機会と場所を提供しさらなる町のスポーツ人口の増加を目指す。
- ・既存団体との連携・協同により、指導者としての参加や競技者としてより高いレベルへの移行、既存団体の指導者の後継者づくりなど相互連携を図る。
- ・将来の指導者やボランティアなどとして活躍できるプログラムを導入することで、学びの循環づくりを目指す。

⇒ 「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、スポーツを支える活動に参画できる環境づくりを目指す。

豊山町のスポーツ環境の現状

生涯学習課

<ふれあいひろば>

バウンドテニス、チェックボール、ソフトボール、陶芸、太鼓 他

<生涯学習講座>

幼児・児童体操教室、ノルディックウォーク教室、ミニテニス教室、子ども運動体験教室、長距離走教室 他

・体育協会

野球、ソフトボール、卓球、バレーボール、体操、空手、バウンドテニス、ソフトテニス、サッカー、ボウリング、チェックボール、グランドゴルフ、ゴルフ、ゲートボール 他

・スポーツ少年団

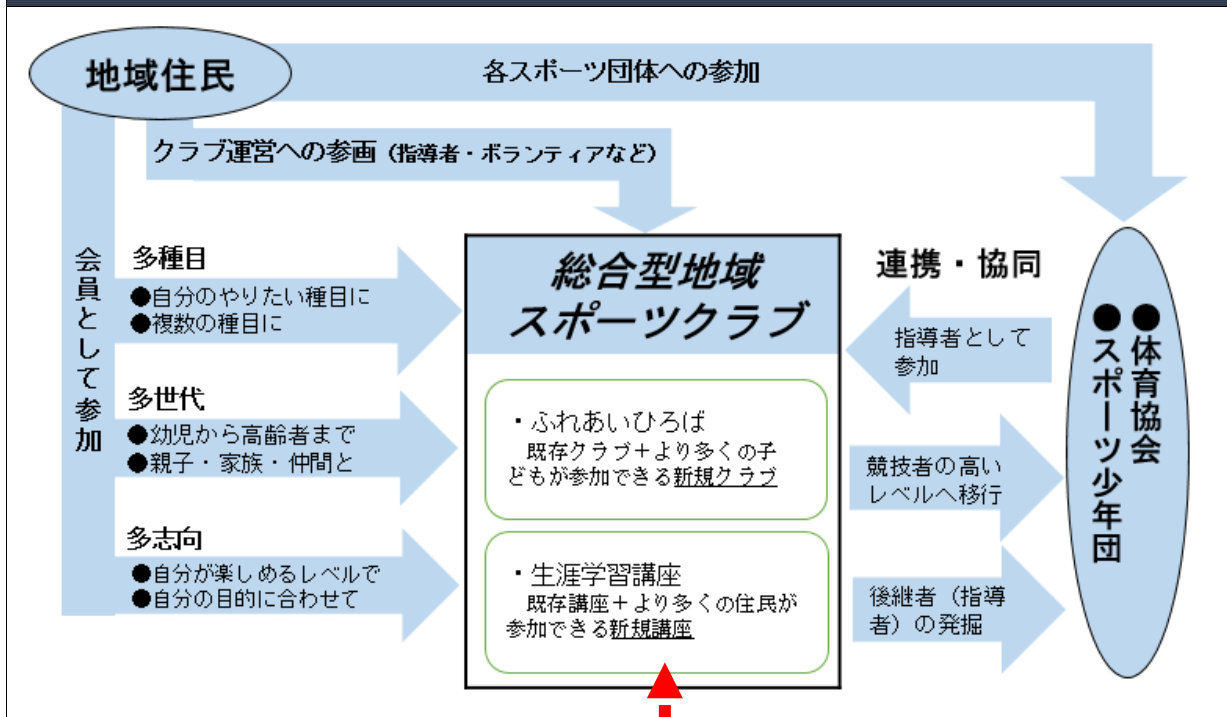
空手、卓球、バレーボール、野球、サッカー、剣道

・クレア（民間スポーツクラブ）

設置に向けた主な課題、方針・方向性

課題		方針・方向性
設置準備	運営主体	まずは、総合型地域スポーツクラブの設置、確固たる土台を確立するため、 <u>町(生涯学習課)</u> が主体となり設置を進める。
	設立準備委員会の必要性の検討	過去に設立準備委員会が機能しなかったことや、設立準備委員会の構成団体が社会教育委員と概ね同じのため、 <u>社会教育審議会</u> において設置について議題として提案する。
	既存事業、既存団体との調整	新規の団体を設立すると活動場所の確保が困難なことから、生涯学習課事業の「ふれあいひろば」、「生涯学習講座(スポーツ)」を融合し、総合型地域スポーツクラブとする。
活動内容	活動種目の検討	ふれあいひろば及び生涯学習講座に加えて、誰でもより気軽に参加できるような新しいスポーツプログラムの追加を検討する。
	活動場所の確保	活動場所は社会教育センター、豊山グラウンドを始めとする町内施設を活用する。
	事務所の設置	事務局は当面、生涯学習課とする。
運営	指導者、スタッフの確保	指導者及びスタッフは、スポーツ推進委員、ボランティアバンク登録者等に依頼する。
	会員の募集	会員の募集は、生きがいタウン及び広報などで周知する。
	年間運営費の確保	運営費は主に町財源と県補助金を活用する。また、スポーツ振興くじ助成金を活用できるか検証する

総合型地域スポーツクラブ設置後のイメージ



【議題（２）】郷土資料室の再生事業について

目的と課題

【目的】 郷土資料室の管理運営方法を見直すとともに、文化財の保存保護・普及に努め、誰にでも分かり、親しめるような郷土資料室を目指す。

- 【課題】
- ・ 資料室としてのテーマが不明（コンセプトがわからない）
 - ・ 目を引くものがない
 - ・ 資料の整理ができていない



具体的な事業内容

郷土資料室の再生計画として今年度は以下の点に重点を置き、事業を進める。

① 内装の大規模改修に向けた調査・研究

令和3年度に行う内装改修に向けた調査・研究を委託事業で行う。

➡ コンセプトの明確化

② 内装・外装のレイアウト見直し

展示資料の体系化と統一性を確保する。

- ・ のれん看板の設置
- ・ 常時点灯に切替
- ・ 企画展用スペースの設営

③ 企画展の積極化

企画展を年3回（5月、8月、12月）開催し、周知を広報、ホームページ、ポスターの活用により積極的に行う。

④ 資料の大規模整理

郷土資料室倉庫にある資料の整理を行う。

- ・ 会計年度任用職員による資料整理
- ・ 台帳の作成（見直し）

スケジュール

① 調査・研究

- 令和2年 6月～ 調査・研究開始
- 10月 来年度設計・工事費用算出
- 11月 来年度予算要求
- 3月 調査・研究結果報告書納品
- 令和3年 4月～ 実施設計・工事業務契約

② 内装・外装のレイアウトの見直し

- 令和2年 4月 のれん看板の設置
- 5月 常時点灯に切替

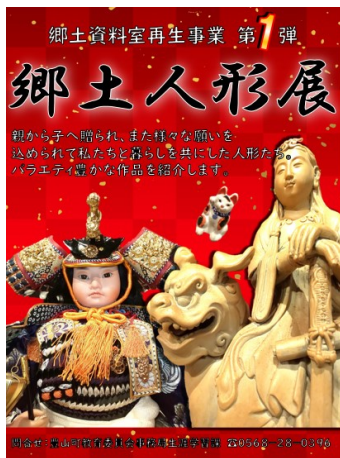


③ 企画展の積極化

- 令和2年 5月～ 第1回企画展「郷土人形展」
- 8月～ 第2回企画展「戦争と平和展」
- 12月～ 第3回企画展「未定」

④ 資料の大規模整理

- 令和2年 9月 会計年度任用職員募集
- 11月～ 資料整理開始



第1回企画展「郷土人形展」



第2回企画展「戦争と平和展」

戦後75年

郷土資料室では「戦争と平和展」と題し、町民から寄贈された戦争ゆかりの四十点を展示。出征する兵士十点を展示。

の無事を祈って家族や友人らが寄せ書きをした国旗や軍服、小学生用の布製かばんなどが並んでいる。

戦時中、兵士の見送りや兵士に渡す慰問袋の作成などを含む「国防婦人会」が

「サダコと折り鶴」のポスター、十七枚を掲示。広島原爆で被爆した佐々木禎子さんが

当時の豊山村にも設置された。会場には、慰問袋を前に白いかつぼう姿の会員が並んだ写真や会員のメッセージなどもあり、地域と戦争の関わりを伝えている。

町役場では、広島平和記念資料館から借りた「サダコと折り鶴」のポスター、十七枚を掲示。完成品は後日、広島平和記念資料館に寄贈される。

担当者は「当時を知る人たちが少なくなる中、戦争と平和を考えるきっかけになれば」と話している。郷土資料室は九月六日、町役場は八月十四日まで。

平和の大切さを伝えたい

豊山町企画展「サダコと折り鶴」も紹介

（一九四三―五五年）が、白血病で亡くなるまでの生涯を紹介している。

生きたいという願いを込めて病室で折り鶴を作り続けたことが、後に折り鶴が平和の象徴とされるきっかけになった」とも触れており、会場には折り鶴を作ったコーナーも設置。完成品は後日、広島平和記念資料館に寄贈される。

中日新聞近郊区版 (8/6 付)

【議題（3）】生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について

1 趣旨

現在、教育委員会事務局生涯学習課は、生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議する「生涯学習推進審議会」と成人教育、青少年教育などに関することを審議する「社会教育審議会」を所管している。

しかし、この2つの審議会の根本的な役割は生涯学習・社会教育の推進であり、審議会での審議内容も重複する部分があり、組織が二重構造となっている。

そこで、社会教育のあり方や生涯学習施策を総合的に審議し推進するために、この2つの審議会を統合するものである。

2 生涯学習推進審議会及び社会教育審議会の比較

項目	生涯学習推進審議会	社会教育審議会
根拠法令	豊山町生涯学習推進審議会条例	社会教育法 豊山町社会教育委員設置条例 豊山町社会教育審議会規則
設置年月	平成16年3月	平成16年4月
所掌内容	生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議	成人教育、青少年教育などに関することを審議
定数（実人数）	12人以内（9人）	15人以内（10人）

3 愛日地区の生涯学習推進審議会及び社会教育審議会の設置状況

愛日地区内では下表のとおり 2つの審議会を設置している自治体はない。また、愛知県においても愛知県生涯学習審議会のみ設置しており愛知県社会教育委員で構成している。

自治体名	生涯学習審議会	社会教育審議会	備考
豊山町	生涯学習推進審議会（9人）	社会教育審議会（10人）	
瀬戸市	なし	社会教育委員会（10人）	
春日井市	生涯学習審議会（15人）	なし	社会教育委員が生涯学習審議会を構成
小牧市	生涯学習審議会（12人）	なし	社会教育委員が生涯学習審議会を構成
尾張旭市	なし	社会教育委員会（10人）	
豊明市	なし	社会教育委員会（9人）	
日進市	なし	社会教育委員会（11人）	
清須市	なし	社会教育委員会（20人）	
北名古屋市	なし	社会教育委員会	
長久手市	なし	社会教育委員会（9人）	
東郷町	なし	社会教育委員会（20人）	

4 統合に向けた課題

(1) 統合後の審議会の委員構成

本町は社会教育法第15条「市町村は社会教育委員を置くことができる」に基づき社会教育委員設置条例を制定し社会教育委員(15名以内)を設置している。

社会教育委員は社会教育に関する諸計画を立案することなど社会教育に関し教育委員会に助言する役割があることから、**継続して設置**する。

また、町民の生涯学習活動に関する実態や意向を把握するため、生涯学習ボランティアの代表者と一般公募者も社会教育委員として構成する。

(2) 統合の時期

両審議会とも委員の任期が令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなっており、統合の時期は**令和4年4月1日**を目標とする。

(3) 統合後の審議会の名称

審議会の名称については、広義において生涯学習に社会教育が含まれているため「**(仮称)生涯学習審議会**」とする。

5 具体的な委員構成案

■令和2年度(現行)

生涯学習推進審議会委員 【9名】				社会教育委員 【10名】			
No.	選出区分 (所属等)	No.	選出区分 (所属等)	No.	選出区分 (所属等)	No.	選出区分 (所属等)
1	学識経験者 (大学教授)	6	関係町民団体代表者 (商工会)	1	学識経験者 (大学教授)	6	社会教育関係者 (体育協会)
2	教育関係者 (中学校校長)	7	生涯学習ボランティア代表者	2	学校教育関係者 (学校代表校長)	7	青少年・家庭教育関係者 (子ども会連絡協議会)
3	教育関係者 (文化協会)	8	生涯学習ボランティア代表者	3	社会教育関係者 (文化協会)	8	青少年・家庭教育関係者 (民生児童委員協議会)
4	教育関係者 (体育協会)	9	一般公募選出者	4	社会教育関係者 (学校体育施設開放管理指導員)	9	青少年・家庭教育関係者 (スポーツ少年団)
5	関係町民団体代表者 (老人クラブ連合会)			5	社会教育関係者 (読書指導者)	10	青少年・家庭教育関係者 (更生保護女性会)



■令和4年度(案)

(仮称)生涯学習審議会委員 【12名】

No.	選出区分	No.	選出区分	No.	選出区分	No.	選出区分
1	学識経験者	4	教育関係者	7	関係町民団体代表者	10	関係町民団体代表者
2	学識経験者	5	教育関係者	8	関係町民団体代表者	11	生涯学習ボランティア代表者
3	教育関係者	6	教育関係者	9	関係町民団体代表者	12	一般公募選出者

【内訳】学識経験者2名、教育関係者4名、関係町民団体代表者4名、

生涯学習ボランティア代表者1名、一般公募選出者1名

※生涯学習審議会委員は、社会教育委員を兼ねる。

【報告（１）】社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業について

1 計画の目的と位置付け

建物の耐久性の向上、維持管理の容易性の向上、利用者の満足度向上を達成するための効率的な改修を目的とした、豊山町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）に基づく個別施設計画である。

計画期間は、令和2年度（2020年度）～令和31年度（2049年度）の30年間。

また、計画期間を10年単位として3期に分けることとし、本計画はその1期分と位置付けている。

なお、本計画に基づく老朽化と取り組みの状況を反映するために、概ね5年を目途に計画の見直しを行うものとする。

2 老朽化の調査結果

老朽化の調査結果は以下のとおり。

- A 全体的に健全 B 部分的に劣化進行
C 全体的に劣化進行 D 全体的に顕著な劣化

部位等	評価	部位等	評価	部位等	評価	部位等	評価
躯体(構造)	B	ホール内装	B	和室	B	ドア・昇降機	C
外装・防水	A	ホール床	B	図書室	B	照明(全体)	C
内装(全体)	B	ホール座席	C	料理教室	B	空調設備	A
アリーナ内装	C	ホール天井	C	視聴覚室	B	受変電設備	B
アリーナ床	C	ホール音響	C	視聴覚室音響	C	給排水設備	C
アリーナ天井	C	舞台装置	C	廊下・階段	C	自火報装置	C
アリーナ設備	C	控室	B	トイレ	C	合併浄化槽	B

3 工事費と計画

(1) 全体概算工事費 約7億6千万円(税抜き)

工事場所等	金額(円)
躯体塗装	1,361,000
【普通施設】 事務室、応接室、研修室1・2、実習室等	22,716,000
【特別施設】 アリーナ、ホール、図書室、料理教室、視聴覚室等	412,793,000
【共有施設】 トイレ、廊下、階段、エントランス	71,895,000
【給排水設備】 受水槽、ポンプ、配管等	7,420,000
【電気・機械設備】 自火報、非常用電源、昇降機	61,172,000
直接工事費(計)	577,357,000
参考諸経費	181,290,000
合計	758,647,000

(2) 計画

早急に改修が必要な場所から、9期に分けて工事を行う

前期(1~3期)工事
令和3~5年度

【工事場所】

トイレ、廊下、階段、
施設内部塗装
ホワイエカーペット、
ホール(内装、照明、天井)
アリーナ(照明、天井)
自火報装置、
非常用水栓取付、受水槽、
湧水・雑排水ポンプ

中期(4~6期)工事
令和6~8年度

【工事場所】

アリーナ
(内装、音響、空調設備設置)
遊戯室、図書室

後期(7~9期)工事
令和9~11年度

【工事場所】

普通施設
(事務室、研修室等)
特別施設
(視聴覚室、料理教室等)
配管、非常用電源、昇降機

【報告（２）】令和２年度社会教育委員研修会等について

月 日	行事名	会 場
5月20日（水）	愛知県社会教育委員連絡協議会東尾張支部総会・講演会	南知多町総合体育館 ※新型コロナウイルスにより中止・書面承認
5月28日（木）	愛知県公民館連合会東尾張支部総会	大府市 ※新型コロナウイルスにより中止・書面承認
6月 2日（火）	愛知県公民館連合会総会	へきしんギャラクシープラザ（安城市文化センター） ※新型コロナウイルスにより中止・書面承認
6月 4日（木）	愛知県社会教育委員連絡協議会総会・評議員会	安城市文化センター ※新型コロナウイルスにより中止・書面承認
8月31日（月）	第1回豊山町社会教育審議会 ○全員	役場3階会議室3・4
10月15日（木） ～16日（金）	第51回東海北陸社会教育研究大会愛知大会 ○全員対象	東海市芸術劇場
2月（予定）	社会教育施設運営部会員	愛知県公民館連合会東尾張支部研究発表会 東浦町

<このページは空白です。>

(4) その他

- ・町青少年育成会議において、5月15日から町内巡回パトロール及び町内スーパーなど各施設にポスターを掲示することにより子どもたちの健全育成並びに安全安心の確保を図った。
- ・毎年実施している豊山関との交流事業において、今場所は東京開催となったため実施できなかったが、代わりに放課後子ども教室の児童が豊山関への応援メッセージ入りの塗り絵を作成し、豊山関に届けた。
(中日新聞近郊版(7/10付)にて掲載)



中日新聞近郊版(7/10付)

2 社会教育センター

(1) 社会教育センター・学習等供用施設

- ・図書室・幼児遊戯室・郷土資料室
3/3(火)～5/25(月)閉鎖、5/26(火)から再開
- ・貸室
3/3(火)～4/12(日)利用自粛要請、4/13(月)～5/31(日)利用停止
6/1(月)～学習等供用施設再開、6/2(火)～社会教育センター再開
- ・施設管理
5/1(金)から午後6時に閉館

(2) 屋外体育施設(豊山グラウンド、志水テニスコート、伊勢山スポーツ広場)

- ・3/3(火)～4/12(日)利用自粛要請、4/13(月)～5/31(日)利用停止
6/1(月)から再開
- ・豊山スカイプールは今シーズン休止

(3) 学校施設開放

3/3(火)より利用停止中

(4) 再開後の各施設の対応

◆ 全施設共通事項

- ・国及び県の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを参考に、利用人数を定員の半分としている。
- ・利用者全員の住所氏名等を記載した名簿の提出と、使用後の施設消毒と清掃の2点を利用者へ義務付けている。

◆ 図書室

- ・住所氏名等を記載した名簿の提出と、入館前の検温の2点を全ての入館者へ義務付けている。

豊山町社会教育委員名簿（令和2年度）

◎：会長 ○：副会長

氏名	選出区分（所属等）
堀田 裕子	学識経験者（愛知学泉大学）
千田 秀樹	学校教育関係者（学校代表校長）
坪井 邦夫	社会教育関係者（文化協会推薦）
鈴木 二郎	社会教育関係者（学校体育施設開放管理指導員）
長谷川 幹子	社会教育関係者（読書指導者）
橋本 節子	社会教育関係者（体育協会推薦）
鈴木 育生	青少年・家庭教育関係者（子ども会連絡協議会推薦）
伊藤 章代	青少年・家庭教育関係者（民生児童委員協議会推薦）
永末 猛	青少年・家庭教育関係者（スポーツ少年団推薦）
小出 雅子	青少年・家庭教育関係者（更生保護女性会推薦）

<任期> 令和2年4月1日～令和4年3月31日

<設置根拠> 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条
 豊山町社会教育委員設置条例
 豊山町社会教育審議会規則

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

豊山町社会教育委員設置条例

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）

第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 豊山町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（組織）

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の解嘱）

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に豊山町社会教育委員の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則（平成16年3月31日条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

豊山町社会教育審議会規則

(組織)

第1条 豊山町社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項の職務を遂行するため、豊山町社会教育審議会（以下「審議会」という。）を組織する。

(職務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 成人教育に関する事。
- (2) 青少年教育に関する事。
- (3) 家庭教育に関する事。
- (4) 社会教育関係団体の振興に関する事。
- (5) 社会教育施設（スポーツ施設を含む。）の設置及び運営に関する事。
- (6) 地方文化の振興に関する事。
- (7) 豊山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）から委嘱を受けた青少年問題、健全育成に関する特定事項における社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対する助言と指導に関する事。

2 前項に規定する事項のほか、次に掲げる社会教育の振興に関する事項において、教育委員会の諮問に応じ、調査審議及びこれに対する意見を述べるものとする。

- (1) 豊山町社会教育センターにおける各種事業の企画実施に関する事。
- (2) 豊山町社会教育センター図書室の行う図書室奉仕に関する事。
- (3) 豊山町視聴覚ライブラリーの事業に関する事。
- (4) 豊山町立小中学校施設の開放に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会教育の振興に関する事。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第5条 審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規則の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

【参考】豊山町生涯学習推進審議会条例

(設置)

第1条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づく、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議をする。

- (1) 基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- (2) 基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項
- (3) 生涯学習ボランティアの推進に関する事項
- (4) その他生涯学習推進施策に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係町民団体の代表者
- (4) 生涯学習ボランティアの代表者
- (5) 一般公募により選出された者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月16日条例第27号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。